

新型コロナウイルス感染症に関する花巻市の対応について

《新型コロナウイルス感染症に関する事業者等に対する支援について》

◆国の家賃支援給付金の申請サポート窓口の開設について（商工労政課：41-3539）

国では、5月の緊急事態宣言の延長等により売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金の申請受付を7月14日（火）から開始しています。申請は原則オンライン申請となっていますが、自分自身で申請を行うことが難しい人を対象とした申請サポート窓口を国が設置しています。利用には事前予約が必要です。

- 【開催場所】 花巻市定住交流センター（なはんプラザ） 2階会議室
- 【開催期間】 令和2年7月22日（水）から令和2年9月30日（水）まで（土日祝日も開催）
※都合により変更となる場合があります。
- 【開催時間】 午前9時30分から午後5時30分
- 【受付等】 事前予約が必要です。電話（0120-150-413）又は家賃支援給付金ポータルサイトで予約

<参考>

国の家賃支援給付金

要件：令和2年5月から12月の期間中、いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少又は連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少

給付額：基本的に申請日の直前1か月以内に支払った賃料（地代・家賃）の2/3を6倍した金額。ただし、賃料が法人の場合75万円を超える場合、個人の場合37.5万円をそれぞれ超える場合は計算方法が異なります。（法人：最大600万円、個人事業者：最大300万円）

例）直前1か月以内に支払った賃料が月額10万円の場合
賃料10万円×2/3×6＝40万円

※市及び県が連携して行っている「家賃補助」の交付を受けた事業者も対象となり得ることから、市及び県の交付決定を受けた185事業者に対し、市から国の制度のご案内を郵送しています。

※国の制度では、地方自治体から家賃支援を受けている場合、国の支援給付金額と地方自治体からの家賃支援額の合計が、申請者が1か月分として支払った賃料の6倍を上回る場合は、1か月分として支払った賃料の6倍を超過する額が、国の家賃支援給付金額から除かれることとなっておりますが、花巻市の場合は1か月の賃料を6倍した金額を超えない見込みであるため、国の給付金は減額されません。

《新型コロナウイルス感染症に関する市民の皆様に対する支援について》

◆はなまき子育て応援特別給付金について（地域福祉課：41-3575）

花巻市では子育て支援に寄与するため、国で実施した「特別定額給付金」の対象となった令和2年4月27日より後に出生した乳児に対し、「はなまき子育て応援特別給付金」を支給いたします。

- 【給付対象】 令和2年4月28日以降に出生した乳児
 - 【給付金額】 乳児1人につき5万円
 - 【申請方法】 ①4月28日から7月31日までに出生届を提出した方のうち花巻市から児童手当を受給している方
→原則、児童手当を受給されている口座に振込みますので申請は不要です
 - ②4月28日から7月31日までに出生届を提出した方のうち公務員等花巻市から児童手当を受給していない方
→8月上旬に申請書を送付しますので、地域福祉課まで返送願います
 - ③8月3日以降に出生届を提出される方
→出生届の際に、地域福祉課にて申請書を提出いただきます
- 【支給方法】 児童手当の振込口座または指定された口座に順次振込みます

◆特別定額給付金の7月29日時点の状況（地域福祉課特別定額給付金室：29-5270）

対象世帯：37,921世帯
申請件数：37,775件（申請済 99.6%、未申請世帯146世帯 0.4%）
振込件数：37,747件（対象世帯中：99.5%）
振込金額：9,467,500,000円
申請期限：花巻市の場合8月6日（木）まで

※7月21日から8月1日まで未申請世帯を各戸訪問するなど、対象となっている全世帯から申請が行われるよう努めており、7月29日時点で訪問対象234世帯中88世帯が申請となり申請率向上につながっております。その他32世帯について、直接世帯主やご家族へ申請を勧奨したところ、後日申請する等の回答を得ている状況です。

◆ひとり親世帯臨時特別給付金について（地域福祉課：41-3575）

国では、新型コロナウイルス感染症により、家計が急変するなどの影響を受けたひとり親世帯を支援するため臨時特別給付金を支給します。給付には基本給付と追加給付があり対象者が一部異なります。

【対象者】〈基本給付〉

- ①6月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- ②公的年金などを受給しており、6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人
- ③感染症の影響を受け家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準まで減少した人
※児童扶養手当受給の水準は受給対象者本人及び同居する扶養義務者の扶養人数により異なりますので、申請前に地域福祉課にお問い合わせください

〈追加給付〉

基本給付①または②に該当する人のうち、感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人
なお、収入の減少幅について、特に定めはありません

【支給額】 基本給付：1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円
追加給付：1世帯当たり5万円

【手続等】 ・基本給付①に該当する人：申請手続きは必要ありません
・基本給付②③、追加給付に該当する人：申請が必要となります。（申請期限令和3年2月26日）
・申請書様式は地域福祉課に備え付けているほか市ホームページに掲載しています。
なお、申請の際に添付する書類は、申請する人によって異なりますので申請前に地域福祉課にお問い合わせください

【支給等】 ・基本給付①に該当する人
対象世帯：756世帯
支給予定額：49,350,000円
支給日：8月6日（木）に児童扶養手当を支給されている口座に振込みます
・基本給付②③、追加給付に該当する人：申請内容を確認後、速やかに支給する予定

花巻市の感染拡大を予防するための対応

【花巻・遠野地域外来・検査センターについて】：新型コロナウイルス感染症対策本部29-5275

開設日時：毎週水曜日・土曜日（祝日を除く）
午後1時30分から午後3時30分まで（1日最大で6名の検査を行う見込み）
なお、検査は完全予約制のため検査予約がない場合は開設しない
※予約は7月27日から登録医療機関を通じて受付
※検査センターの開設は令和2年7月29日（水）から

対象者：花巻市・遠野市に在住する者で小学生以上の者

開設場所：厚生労働省の通知に基づき非公表

従事者：1日当たりのスタッフは合計7名
登録医：1名（花巻医師会42名、遠野医師会5名）：検査者の問診、検体採取
看護師：1名（総合花巻病院）：医師の検査補助
保健師：2名（市職員）：本人確認、検体の梱包・保管等、センター全体の統括
医療事務員：1名（委託事業者）：保険証の確認、カルテ作成等
誘導員：2名（委託事業者）：車の誘導や検査用物品の配布

検査までの流れ



検査の流れ： (検査予約：上図フローのとおり)

- ①感染症の疑いのある方は、登録医療機関（かかりつけ医等）へ電話で相談のうえ受診。
- ②登録医療機関の診察の結果感染の疑いがある場合、登録医療機関の判断により「花巻・遠野地域外来・検査センター」へ電話とFAXで検査予約。
- ③予約受付完了後、検査日時をFAXにて登録医療機関へ通知。
- ④登録医療機関より感染症の疑いのある方へ検査予約日時を通知。

(検査会場での検査の流れ)

- ①検査を受ける方（患者）は、自家用車にて検査会場へ行く。検査会場前で、誘導員の指示により、窓を開放し車内を換気後、体温計や検体容器、従事者と車内とのワイヤレス式通話機器など必要物品を窓から渡す。車の窓を閉めて会場に進む。
 - ②保健師が窓越しに本人確認、保険証を確認（カメラで撮影）。患者は車の窓を10センチほど開けて必要書類を提出し車の窓を閉める。医療事務員がカルテを作成。
 - ③患者は看護師の指示により車内で体温等計測する。計測結果は車の窓越しに確認し保健師が記録。
 - ④医師は車の窓を閉めたまま、問診や呼吸の状態等を確認後に検体容器に唾液を出すよう指示。
 - ⑤医師が検体容器に唾液が必要量採取できたことを確認し、保健師が検査結果が出るまでの自宅での過ごし方など注意事項を説明。
 - ⑥車の窓を開けてもらい医師が検体を受け取り、容器外側を消毒。
 - ⑦体温計や通話機器など使用した物品を窓から台の上へ返却し、窓を閉めて検査終了。帰宅。
- ※スタッフの感染リスク軽減のため、なるべく窓を開ける回数・時間を少なくする方式で採取。
※検査結果は1～3日位で、検査センター（市）に通知され、患者、保健所、かかりつけ医に検査センターより連絡

陽性結果が出た場合

- ・患者に結果を説明し、保健所から連絡がある旨を伝えるとともに今後の流れ（入院等及び必要な準備等）についても可能な範囲で説明を行う
- ・保健所、かかりつけ医に報告